

令和5年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	○：対応 △：一部対応
瀬谷	1	花と緑、農の魅力あふれるまちの実現と国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成の取組推進	1 各区が実施するオープンガーデン事業での園芸博のPR 2 小中学生等若年層への園芸博やSDGsをテーマとした教育プログラムの実施 3 民間企業等と連携した全市的なPR活動の実施 4 園芸博の機運醸成を行う団体等に対する補助制度の創設 5 園芸博に関する効果的な情報発信の検討 6 横浜ならではの「コト消費」「モノ消費」創出に向けた検討 7 区が実施する機運醸成事業への予算措置	都市整備局	○
瀬谷	2	自治会町内会の担い手不足に対する取組の強化	1 区局が行う全市的な取組の見直しと強化 2 自治会町内会の負担軽減	市民局	△
瀬谷	3	区設置の防災スピーカー年間保守管理	瀬谷区境川流域に設置された当該防災スピーカーについて、現在緊急対策課が設置・工事している防災スピーカー同様、緊急対策課で維持管理事務及び予算計上を行い、各区で発報操作を運用	総務局	—
瀬谷	4	三ツ境駅周辺の移動性・安全性向上に向けた取組	1 国際園芸博覧会を契機とした、三ツ境駅周辺の移動性・安全性向上に向けた調査検討・設計・整備 2 国際園芸博覧会や旧上瀬谷通信施設地区の土地活用以降の人と交通量の推計データの作成及び情報共有	道路局	○
				都市整備局	○
瀬谷	5	二ツ橋北部地区のまちづくりの事業推進	1 二ツ橋北部三ツ境下草柳線沿道地区土地区画整理事業の第2期以降地区の早期事業化に向けた検討 2 172haのうち、長期事業未着手地区の取扱いの検討	都市整備局	○
瀬谷	6	震災時における負傷者等の搬送調整に係る様式の変更、マニュアル化、搬送手段の確保	1 搬送要請書様式の見直し 2 医療調整のマニュアル化 3 搬送手段の確保	医療局	△
瀬谷	7	農福連携の事業化に向けた検討の推進	1 農福連携に興味・関心がある農家・農地所有者及び福祉施設からの相談対応 2 農地を探している福祉施設への農地の紹介や情報提供及び農地所有者との調整等	環境創造局	○
瀬谷	8	寄り添い型生活支援事業での支援メニューの充実	1 生活リズムの改善や社会生活スキルの習得等、利用者の成長を目的とした生活体験事業の事業化 2 中学校卒業後の生徒を対象に現在の生活状況を把握し、必要に応じて支援につなぐ、アフターフォローの事業化	こども青少年局	△
瀬谷	9	スーパーバイザー派遣事業の回数増	1 毎月助言を受ける機会を確保するため、スーパーバイザー派遣回数を10回増とし合計12回派遣する。 2 状況に応じたスーパーバイザーを呼べるよう、候補を区でも選択できる仕組みに変更。	こども青少年局	△
瀬谷	10	区内都市計画道路の整備促進	1 横浜厚木線：優先整備路線の先行着手区間としての位置付け 2 環状3号線：早期事業化	道路局	△
瀬谷	11	旧上瀬谷通信施設の跡地利用に伴う周辺道路整備の取組	1 旧上瀬谷通信施設跡地周辺道路で、整備が必要な個所の抽出と対策の検討 2 対策箇所抽出検討業務委託や測量、設計、用地取得、整備の予算措置	都市整備局	○
瀬谷	12	学校統合にともなう施設の暫定利用及び施設の適切な維持管理	1 「横浜市立阿久和小学校」統合後も跡地利用が決まるまでの間、暫定的に校舎、体育館、防災備蓄庫等の財産を地域防災拠点として利活用できるような整備の実施 2 地域防災拠点としての機能を継続できるように設備故障がある部分の修繕 3 地域ニーズ等により施設の暫定的な利用をする場合の施設維持管理	教育委員会事務局	—
				総務局	—

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	都市整備局	瀬谷区		区政推進課	
		担当者名	道原、佐々木	TEL	367-5631
		共通区	2区(旭区、緑区)		
		継続年数	新規		
提案種別					
予算・制度関連					
番号	項目				
1	花と緑、農の魅力あふれるまちの実現と国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成の取組推進				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>1 瀬谷区では人口減少が続いており、特に子育て世代が減少傾向となっています。色々な世代の方がバランスよく居住する状況とするためには、区民の方の定住志向の向上と、子育て世代を呼び込むことが必要です。</p> <p>2 2027年の国際園芸博覧会(以下「園芸博」という)は、会場への来場やICT活用などの多様な参加形態により世界中の方々に横浜・上瀬谷を知ってもらう好機です。</p> <p>3 園芸博の開催は、これまで花や緑に関心の薄かった層の方にも地元の魅力を再認識してもらい、地域への愛着を深めてもらえる好機です。</p> <p>4 一方で、市民の方のうち園芸博の開催を知らない人が69.0%というアンケート結果がでており、より多くの方に知ってもらうため、さらなる取り組みが必要です。</p> <p>【基礎データ】 市民の園芸博認知度：知っている 30.1%、知らない 69.0% (令和2年度ヨコハマeアンケート)</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
瀬谷オープンガーデンを始めとした花と緑に関する取組は区民アンケートからも継続や充実を望む声が多く、園芸博の機運醸成のためにもさらなる推進が求められています。また、園芸博の認知度向上のため地元瀬谷区にとどまらず市内で幅広く取り組みを行うことが重要との意見がでています。					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。					
令和4年度 瀬谷区運営方針の「目標達成に向けた施策(魅力の創出、区民協働の推進)」において「国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成」を位置づけ、区民の方が花や緑に親しむ取組を進めています。					
◇提案内容・概算額等					
<p>1 各区が実施するオープンガーデン事業での園芸博のPR 【都市整備局】 【環境創造局】</p> <p>2 小中学生等若年層への園芸博やSDGsをテーマとした教育プログラムの実施 【都市整備局】</p> <p>3 民間企業等と連携した全市的なPR活動の実施 【都市整備局】</p> <p>4 園芸博の機運醸成を行う団体等に対する補助制度の創設 【都市整備局】</p> <p>5 園芸博に関する効果的な情報発信の検討 【都市整備局】</p> <p>6 横浜ならではの「コト消費」「モノ消費」創出に向けた検討 【都市整備局】</p> <p>7 区が実施する機運醸成事業への予算配付 【都市整備局】 【都市整備局 国際園芸博覧会推進課】事業費：2,500千円</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	都市整備局 国際園芸博覧会推進課				

◆局回答内容

都市整備局		国際園芸博覧会推進課	
担当者名	井上、西堀	TEL	671-4627

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	1～6の提案も含めて、国際園芸博覧会の認知度向上、機運醸成のための効果的な取組を具体的に検討し、進めます。 7については区配予算として予算調整案に計上済みです。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	市民局	瀬谷区		地域振興課	
		担当者名	村木、松尾	TEL	367-5789
		共通区	3区（神奈川区、南区、旭区）		
			継続年数	新規	

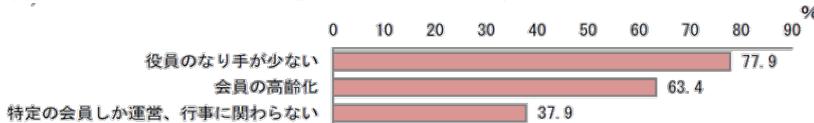
提案種別	
制度関連	

番号	項目
2	自治会町内会の担い手不足に対する取組の強化

◇地域の課題、基礎データ等

- 市内の約8割の自治会町内会では、『会員の高齢化』や『特定の会員への負担集中』、『新たな担い手不足』を運営上の課題としており、最も身近で、住みよい地域づくりに欠かせない自治会町内会活動の喫緊の課題となっている。
- 他方、自治会町内会における担い手確保のための取組は、『有望な方への直接勧誘』、『業務、役員数、行事の削減による負担軽減』、『当番制、抽選』など、組織運営としては後ろ向きな手法も含め、手探りで行っているのが実情。
- こうした自治会町内会の担い手不足対策として、局の取組としては、区配事業として「地域づくり大学校事業」を全区展開しているが、とりわけ自治会町内会の新たな担い手発掘・育成はアンケートのとおり十分とは言えない状況にある。
- 瀬谷区では、地域づくり大学校事業に加え、区独自の取組として専門家の派遣（コーディネーター派遣）事業もあわせて展開しているが、人材発掘は難しい状況にある。

【基礎データ】<自治会町内会の運営上の課題>
令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査より



◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査）

◇区民からの具体的な要望

瀬谷区では12の地区支援チームが地域へ出向き、地域情報を収集しているが、担い手不足の声が途絶えることはなく、手をこまねいている状況を把握している。また、担い手不足対策に関する窓口相談もある。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- 瀬谷区運営方針：基本目標②「区民に寄り添った課題の解決」
- 平成26年度から区民向け講座事業「地域大事業」を開始。
 - 平成30年度から地域大事業に加えて、コーディネーター派遣事業（せやの地域づくり塾事業）を追加実施
 - 令和4年度から担い手づくりに特化したコーディネーター派遣事業（担い手づくりモデル事業）を追加実施

◇提案内容・概算額等

- ①区局が行う取組の見直しと強化
区局が協力・連携し、これまでの取組の評価、見直しを行った上で、全市的な取組の強化と取組の体系化を図る。
- ②自治会町内会の負担軽減
区局が協力・連携し、ア 昭和の時代から続く行政から自治会町内会への依頼内容の見直し
イ ICTなどの活用による団体の負担軽減
これにより、将来を見据えた、担い手が生まれやすい環境を整える。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局課	市民局地域活動推進課
------	------------

◆局回答内容

市民局		地域活動推進課	
担当者名	関	TEL	671-3624

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 庁内会議での議論を踏まえ、提案内容の取組事例を参考にして検討します。また、自治会町内会の負担軽減に向けてアンケートを実施し、自治会町内会長の意見も踏まえて検討していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1"> <tr><td>所管局名</td><td>総務局</td></tr> </table>		所管局名	総務局	<table border="1"> <tr><td colspan="2">瀬谷区</td><td colspan="2">総務課</td></tr> <tr><td>担当者名</td><td>越田、金子</td><td>TEL</td><td>367-5611</td></tr> <tr><td>共通区</td><td colspan="3">2区(西区、栄区)</td></tr> </table>		瀬谷区		総務課		担当者名	越田、金子	TEL	367-5611	共通区	2区(西区、栄区)		
		所管局名	総務局														
瀬谷区		総務課															
担当者名	越田、金子	TEL	367-5611														
共通区	2区(西区、栄区)																
		<table border="1"> <tr><td>継続年数</td><td>4年</td></tr> </table>		継続年数	4年												
継続年数	4年																
<table border="1"> <tr><td>提案種別</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>予算関連</td><td colspan="3"></td></tr> </table>				提案種別				予算関連									
提案種別																	
予算関連																	
<table border="1"> <tr><td>番号</td><td colspan="3">項 目</td></tr> <tr><td>3</td><td colspan="3">区設置の防災スピーカーの年間保守管理</td></tr> </table>				番号	項 目			3	区設置の防災スピーカーの年間保守管理								
番号	項 目																
3	区設置の防災スピーカーの年間保守管理																
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <p>平成26年に瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」に係る陳情がなされました。 その後、平成28年から総務局危機管理室により「設計・整備・工事」がされ、平成31年4月から瀬谷区において運用・維持管理が開始されました。 令和3年度は、●年間保守点検費： 千円 ●通信費： 千円/年 ●光熱水費： 千円/年 【令和3年度維持管理費： 千円(バッテリー交換費用含む)】かかっており、今後、経年とともに修繕等が多く発生する可能性が高く、区での維持管理が困難となることが予測されます。 また、安定した運用のため、3年に一度バッテリー交換を行う必要があり、令和3年度費用は 千円でした。 仮に人件費や電気代等の高騰が続き、毎年2割ずつ費用が増加したとすると、次回バッテリー交換時期の令和6年度には 千円程度かかると想定され、自主企画事業費で行うその他の事業への影響は甚大です。</p>																	
<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p><input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()</p>																	
<p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>【瀬谷区】瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会長から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」にかかる陳情をいただいた。</p>																	
<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</p> <p>【総務局】H28：基本設計 H29：実施設計 H30：工事着手 【瀬谷区】H31.4：運用・維持管理開始</p>																	
<p>◇提案内容・概算額等</p> <p>・令和元年度から3年度にかけて市内に設置された、市防災スピーカーの運用は総務局が維持管理事務及び予算計上を行い、各区で発報操作(一部)を行っております。 ・防災スピーカーは、精密機器でありながら屋外に設置されているため、経年とともに多くの修繕が必要となる可能性が高く、個性ある区づくり推進費での対応は、年々困難となることは避けられないと考えています。 ・市防災スピーカーと区防災スピーカーの運用開始時期は同時期であり、本来であれば区防災スピーカーは市防災スピーカーとして設置・運用されるべきであったと考えています。 ・これらのことから、瀬谷区境川流域に設置された区防災スピーカーについても、市防災スピーカー同様、総務局が維持管理事務及び予算計上を行い、各区で発報操作(一部)としての運用を希望するものです。</p>																	
<p>◇参考：区執行体制上の課題</p> <p>現行の体制で対応</p>																	
<p>◇所管局</p> <table border="1"> <tr><td>所管局課</td><td>総務局緊急対策課</td></tr> </table>				所管局課	総務局緊急対策課												
所管局課	総務局緊急対策課																

◆局回答内容

<table border="1"> <tr><td colspan="2">総務局</td><td colspan="2">緊急対策課</td></tr> <tr><td>担当者名</td><td>山本・田村</td><td>TEL</td><td>671-2143</td></tr> </table>		総務局		緊急対策課		担当者名	山本・田村	TEL	671-2143
総務局		緊急対策課							
担当者名	山本・田村	TEL	671-2143						

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	瀬谷区境川流域に設置した防災用屋外スピーカーは区からの要望により設置したものであり、設置後の運用・維持管理は区が行うものとして調整されたと理解しています。引き続きその運用・維持管理の対応をお願いします。
	◇対応する場合の課題
	運用者と維持管理者が異なることから、保守を行う上で情報共有や意思決定等に時間を要し、有事の際に機器が機能しない恐れがある。

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

<table border="1"> <tr> <td>所管局名</td> <td>都市整備局</td> </tr> </table>		所管局名	都市整備局	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">瀬谷区</td> <td colspan="2">区政推進課</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>竹本</td> <td>TEL</td> <td>367-5631</td> </tr> <tr> <td colspan="2">共通区</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		瀬谷区		区政推進課		担当者名	竹本	TEL	367-5631	共通区			
		所管局名	都市整備局														
瀬谷区		区政推進課															
担当者名	竹本	TEL	367-5631														
共通区																	
		<table border="1"> <tr> <td>継続年数</td> <td>7年以上</td> </tr> </table>		継続年数	7年以上												
継続年数	7年以上																
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">提案種別</td> </tr> <tr> <td colspan="2">予算関連</td> </tr> </table>				提案種別		予算関連											
提案種別																	
予算関連																	
<table border="1"> <tr> <td>番号</td> <td colspan="3">項目</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td colspan="3">二ツ橋北部地区のまちづくりの事業推進</td> </tr> </table>				番号	項目			5	二ツ橋北部地区のまちづくりの事業推進								
番号	項目																
5	二ツ橋北部地区のまちづくりの事業推進																
<p>◇地域の課題、基礎データ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二ツ橋北部地区については、昭和33年に172ヘクタール（以下「ha」とします。）を土地区画整理事業として都市計画決定されたが、昭和40年代からスプロールによる急速な市街化が進行したため、全体の事業実施は非常に困難な状況となっています。 ・二ツ橋北部地区の一部には、老朽化した木造住宅が密集して立ち並ぶエリアや、道路が狭隘で緊急車両の通行が困難な個所があり、防災面等検討すべき課題が残っていることから、早期の改善が必要とされています。 ・市は、平成16年度に実態調査を実施し、二ツ橋北部地区をAからFまでの6地区に分け、各地区の特性に応じたまちづくりについて検討・調整を進めてきました。 ・地区内の都市計画道路三ツ境下草柳線については瀬谷駅北地区及び三ツ境駅周辺で一部整備済となっていますが、C地区（相沢一・二丁目、二ツ橋町部分）は未整備区間となっています。この区間は現道の県道瀬谷柏尾線を使用し、相模鉄道線を踏切で横断するため、周辺道路を含めて慢性的な渋滞が生じています。 ・C地区内の三ツ境下草柳線及び瀬谷地内線を整備することにより、瀬谷駅と三ツ境駅を踏切を横断することなく結ぶことが可能となること、瀬谷区北部との道路ネットワークが強化されることから、早期整備が必要とされています。 <p>【基礎データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 二ツ橋北部地区土地区画整理事業 約171.6ha 昭和33年3月13日都市計画決定 ◆ 瀬谷駅北地区土地区画整理事業 約8.9ha 平成12年3月26日換地処分 ◆ 3・4・14三ツ境下草柳線、3・5・6瀬谷地内線 平成26年12月5日都市計画変更 ◆ 二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区事業計画 決定 平成27年8月25日 																	
<p>◇地域ニーズ等の収集手段</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ） </p>																	
<p>◇区民からの具体的な要望</p> <p>地区内の地権者から、次の要望があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C地区内で施行中の、二ツ橋北部三ツ境下草柳線沿道地区土地区画整理事業の早期完了 																	
<p>◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画マスタープラン瀬谷区プラン」では、三ツ境下草柳線を相鉄線北側の駅周辺へのアクセスを高める道路、瀬谷地内線を区北部の循環ルートを形成する道路として位置づけています。また、三ツ境下草柳線周辺については、都市計画道路の整備と背後の住宅地の環境に配慮した沿道のまちづくりを進めることとしています。 ・二ツ橋北部地区の事業手法や段階的整備等について、平成16年度から平成19年度にかけて都市整備局と検討調査を行いました。 ・二ツ橋北部地区のうちC地区については、平成22年度にC地区の地権者に対する土地利用意向調査、平成23年度に沿道まちづくり説明会、平成24年から地権者の意向を把握するためのブロック別懇談会を区局連携で実施しました。 																	
<p>◇提案内容・概算額等</p> <p>1 二ツ橋北部三ツ境下草柳線沿道地区土地区画整理事業の第2期以降地区の早期事業化に向けた検討 2 172haのうち、長期事業未着手地区の取扱いの検討</p>																	
<p>◇参考：区執行体制上の課題</p> <p>現行の体制で対応</p>																	
<p>◇所管局</p> <table border="1"> <tr> <td>所管局課</td> <td>都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所、市街地整備推進課</td> </tr> </table>				所管局課	都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所、市街地整備推進課												
所管局課	都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所、市街地整備推進課																

◆局回答内容

都市整備局		二ツ橋北部土地区画整理事務所 市街地整備推進課	
担当者名	川田・壬生（二ツ橋北部土地区画整理事務所） 内山・檜崎（市街地整備推進課）	TEL	363-3110（二ツ橋北部土地区画整理事務所） 671-2678（市街地整備推進課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 第1期地区の事業推進に係る事業費（換地設計費、補償費、工事費等）及び第2期以降地区の事業計画決定に向けた事業計画書作成費等
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	医療局
------	-----

瀬谷区		福祉保健課	
担当者名	古角	TEL	367-5702
共通区	9区（神奈川区、西区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区（一部賛同）、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
----	----

6	震災時における負傷者等の搬送調整に係る様式の変更、マニュアル化、搬送手段の確保
---	---

◇地域の課題、基礎データ等

1 転院搬送要請書の様式について
 転院搬送の調整にあたっては、「転院搬送要請書」が市の共通様式として定められており、区内の医療機関が収容能力を超えるなど、負傷者等の搬送先が確保できない場合、病院から区、区から市に送付することになっていますが、当該様式には「患者情報詳細」が病院による自由記入の形式となっているため、患者情報が不足し、区から要請元の病院に電話して、患者の基本情報、症状等を確認する必要が生じるなど現場での混乱が予想されます。

2 医療調整の内容・手順等
 医療調整班の「医療調整」の内容・手順等がマニュアル化されておらず、市・区・医療機関等の中で共有されています。本件提案にあたり医療局に確認したところ、搬送前に市・区が個別の患者情報を病院に連絡することは想定しておらず、搬送先の病院が患者情報を全て現場で確認し、受入れの可否を判断することを想定しているとのことでした。

しかし、瀬谷区がこれまで毎年医療機関等と連絡会や研修を重ねる中では、医療側の負担を軽減するため、また搬送した重症患者等を現場で病院が受け入れられないという結果にならないよう、区が個々の患者情報を受入先の病院に事前に連絡したうえで、受入れの可否を確認する手順が望ましいと医療機関等から言われており、区としても実際にその必要があると考えています。市・区が搬送前に病院とどこまで調整できるかは発災後の状況やフェーズによる部分もありますが、限られた医療資源を有効に活用するためにも、最低限、要請元の医療機関でのトリアージ等により得られた情報を区として把握し、受入先の病院や搬送を行う者に伝達できるようにしておくべきと考えます。

市・区・医療機関等の中でこういった点について発災後の実際の状況を想像し、よく議論した上で、「医療調整」の内容・手順等について、マニュアル化すべきと考えます。

3 搬送手段について
 市防災計画では、震災時の搬送手段について、市民の共助も含め、考え得る全ての手段を講じて行うこととされていますが、特に医療機関から要請があった場合で、救急車等の搬送手段が不足する場合の重症・中等症患者の搬送手段の確保について検討しておく必要があります。同様の提案が、令和元年度に金沢区からありましたが、進展がみられません。

また、検討にあたっては、医療機関への搬送に加えて、病床確保のため、退院等による医療機関からの搬送手段の確保も考慮に入れる必要があります。

搬送手段の確保については、民間車両の協力を得ることも想定されますが、緊急通行車両、燃料の優先供給、補償、依頼する場合の手順、様式等についての整理が必要となります。

【瀬谷区データ】
 被害想定：負傷者548人（元禄型関東地震（震度6強～6弱））、災害拠点病院1、災害時救急病院5、一般診療所86、訪問看護ステーション14、医療救護隊が巡回する地域防災拠点15

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（瀬谷区災害時医療ロールプレイ研修）

◇区民からの具体的な要望

瀬谷区では毎年、区医師会、区薬剤師会、訪問看護ステーション等と合同で「災害医療ロールプレイ研修」を実施しており、そこでの課題として、負傷者情報の正確な伝達、搬送手段の不足が挙げられています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

災害医療連絡会や災害医療ロールプレイ研修等で、医療救護隊の初動、搬送調整について検証を重ねて区のマニュアルを整備してきました。
 搬送手段については、平成29年度に、医療機関及び一部の福祉施設に協力可能な車両、課題等についてヒアリング・アンケートを実施するとともに、休日急患診療所及び災害救急病院のうち3病院の車両計10台について、緊急通行車両の事前届出を瀬谷区独自に実施しました。

◇提案内容・概算額等	
1	<p>搬送要請書様式の見直し 震災時に医療機関等から区に搬送要請を行う場合に、区が搬送に必要な情報を正確・迅速に把握し、搬送先の病院や搬送する者に伝達できる様式に見直すことを提案します。 【様式の項目例】個人の情報（氏名、性別、年齢等）、歩行可否、意識・呼吸・脈の有無、SpO2、外傷の部位、搬送元、搬送手段など。</p>
2	<p>医療調整のマニュアル化 市・区・医療機関等の中で発災後の実際の状況を想像し、よく議論した上で、「医療調整」の内容・手順等について、マニュアル化・共有化することを提案します。特に、医療機関等（病院のほか、災害医療拠点、医療救護隊、訪問看護ステーション等含む）から搬送要請があった場合の対応について整理・共有が必要です。</p>
3	<p>搬送手段の確保 医療機関等から搬送の要請があった場合（退院時を含む）で、市の救急車等の搬送手段が不足する場合に、民間救急車、タクシー、福祉車両、運転手等の協力が速やかに得られるよう、事前に協力協定を締結するとともに、災害時に協力を依頼する場合の手順、様式等を整理することを提案します。 【検討の具体例】 ・緊急通行車両は特定のガソリンスタンドで燃料の優先供給が受けられることを念頭に、緊急通行車両の事前届出を行うこと、事故等あった場合の補償の考え方等について整理し、医療局が協定書のひな形を作成します。 ・民間救急、タクシーなど市域で協力が得られる相手方の場合は医療局が、区域等の場合は区が実情に応じて協定を締結できるようにします。 ・震災時搬送の協力を依頼する場合の手順を定めるとともに、搬送対象の負傷者等の情報を民間救急車などの搬送者に伝達するための様式を定めます。</p>
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	医療局医療政策課

◆局回答内容

医療局		医療政策課	
担当者名	山本	TEL	671-3932

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>救助・救命期においては、区は地域防災拠点等における負傷者数等の把握や、診療可能医療機関の情報提供などとなっています。こういった区からの情報をもとに、医療資源が不足する地域防災拠点や医療機関に、医療救護隊やDMATチームなどの派遣を医療調整チームがおこないます。そのため、患者さん個々の状況把握よりは、全体把握が必要となっています。 上記体制を遂行する、様式の見直しやマニュアルの作成について、令和4年度実施予定の医療調整に関するプロジェクトチームでの議論の中で、検討していきます。 搬送手段については、発災直後は負傷者が、緊急度・重症度に応じて、医療機関を受診する体制となっています。また、搬送された医療機関での診療により、症状の安定した患者さんから順次、自衛隊やDMAT、緊急消防援助隊等と協力し、県外など被災地外に広域搬送を行うことで、病院の医療機能を確保しています。 なお、救助・救命期以外でのフェーズについては、民間事業者等からの協力が見込まれる場合には、協定締結も有効だと考えていますので、引き続き、協力依頼をしていきます。</p>
	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>
対応しない場合	

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局
------	-------

瀬谷区		福祉保健課	
担当者名	上本	TEL	367-5758
共通区	緑区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
7	農福連携の事業化に向けた検討の推進

◇地域の課題、基礎データ等

- ・瀬谷区は、18区の中でも3障害（身体・知的・精神）の手帳交付率が高く（瀬谷区：6.08%、横浜市：4.62%）、福祉的な支援が必要な人が多く暮らしている。
- ・瀬谷区は、18区の中で7番目に農地面積（瀬谷区：225.1ha）が大きいですが、区面積の比率でいうと市内2番目に高く、他区と比べて農業が身近にある。
- ・令和3年度に環境創造局が行った福祉施設に対する農福連携に関するアンケート（「横浜市農福連携調査業務委託報告書」）によると、農に関わる事業への関心度合いについて「参入したいが難しいと感じている」「参入を検討したが見送った」「今後の参入を予定している」と回答した施設が3割近くあり、農福連携に興味・関心を持つ福祉施設が一定数いることがわかった。
- ・「新たな中期計画の基本的方向」の「めざす未来の具体像」で、農福連携が「特定のテーマでのつながりや、身近な地域課題の解決に向けた活動への参加など、自分の力を生かせる場」として例示され、市としても推進すべき取組としている。また、市内の未利用地等の活用についても農福連携と絡めて検討の余地があると考えられる。

◇地域ニーズ等の収集手段

1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等

5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望

8 その他（福祉施設へのアンケート、福祉施設へのヒアリング）

◇区民からの具体的な要望

局実施の福祉施設へのアンケートや区実施の福祉施設へのヒアリングの結果、福祉施設から通える範囲内で農業を行うことができる農地を紹介することや農福連携に関する情報を提供することが求められている。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

- ・農福連携を行っている福祉施設への視察を通じて、農福連携への考え方や取組姿勢をヒアリング（2施設）
- ・農福連携に興味・関心がある福祉施設等への訪問し、今後の農福連携の意向や進捗についてヒアリング（4施設）
- ・JAに訪問し、瀬谷区の農業や農家に関する情報をヒアリング
- ・区内福祉施設との勉強会を通じて、準備・農作業での課題や必要な支援等を調査・把握
- ・区内未利用地等の活用について検討

◇提案内容・概算額等

「横浜市農福連携調査業務委託報告書」の結果を踏まえ、農福連携の検討を引き続き進めていただきたい。

【取組例】

- ・農福連携に興味・関心がある農家・農地所有者及び福祉施設からの相談対応
- ・農地を探している福祉施設への農地の紹介や情報提供及び農地所有者との調整等

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局課	環境創造局農政推進課
------	------------

◆局回答内容

環境創造局		農政推進課	
担当者名	加部	TEL	671-2949

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 現在、健康福祉局障害自立支援課と農福連携の取組について連携して検討を行っている。既存事業の活用による対応等、今後も引き続き、検討を推進する。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

瀬谷区		こども家庭支援課	
担当者名	松浦	TEL	367-5697
共通区	2区(西区、南区(一部のみ))		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項	目
8	寄り添い型生活支援事業での支援メニューの充実	

◇地域の課題、基礎データ等

当区では貧困や障害などの複数の課題を抱えている家庭や、保護者の養育力が弱い家庭が多いため、支援が必要な子どもたちが多くいます。そのような地域課題を受けて、寄り添い型生活支援事業の前身となる事業を平成21年度から他区に先駆けてモデル実施しました。その後、平成24年度から全市的に事業の必要性が認められたことから、瀬谷区での実施内容をベースとして、こども青少年局の事業として実施されてきました。

その中で当区では地域課題の解決に向け、区独自の事業として区づくり推進費を活用し「生活体験事業(平成25年度から)」及び「アフターフォロー事業(令和3年度から)」を実施し、生活リズムの改善や生活体験を通じた利用者の成長や中学校卒業後の生活の自立に努めています。

当区ではこの2つの取組による成果が見られており、他区でも展開することで同様の効果が見込まれることから支援メニューの充実について局予算化を提案します。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

- ・生活リズムを整える為の更なる取組を進めたい。(運営事業者から)
- ・卒所生のその後の生活確認ができないか、困っている子がいないか心配。(運営事業者から)

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。

瀬谷区運営方針「子ども・青少年の育成」施策として、「青少年の心豊かな成長の支援」を位置付けています。また、下記2事業について区の独自事業として実施しています。

- 1 生活体験事業(平成25年度から個性ある区づくり推進費で対応)
生活リズムの改善や様々な生活体験を通じた利用者の成長を目的として、夏休み期間中、連続した日程で、長時間、集中的に生活体験や外出企画・保健師からの指導など、放課後の運営時間だけでは体験できない活動を実施しています。効果として、長時間の集団生活を通じて自宅では習得しづらい生活リズムを体得することができることも、各種体験を通じてルールやマナーなどの生活の基礎知識を学ぶことができ、利用児童・生徒の成長が図られています。
- 【R3実績】※R元以前は原則宿泊で実施、R2からは新型コロナウイルス流行により日帰りで実施
<竹村の丘> <KURUMI>
参加人数：16人(小学生11人/中学生5人) 参加人数：12人(小学生11人/中学生1人)
- 【具体例】
・昼夜逆転していた児童が数日間集中的に規則正しい生活リズムで過ごすことで、生活リズムの改善が見られた。
・電車やバス等公共交通機関を利用して目的地に向かう体験を通して、利用方法や道の聞きかた、公の場でのマナーを体得することができた。
・外部講師を招いて「生活リズムの話」「衛生面の話」「SNSの使い方」等の講義を実施し、効果的に必要な知識を学ばせることができた。
- 2 アフターフォロー事業(令和3年度から個性ある区づくり推進費で対応)
中学校卒業後の生徒について、生活状況を年に1回程度把握し、必要に応じて適切な支援につなぐことを目的に実施しています。効果として、社会性が身につけている様子を確認できると共に、困難な状況が把握された際は適切な支援につなぐようにしています。
- 【R3実績】
<竹村の丘>
連絡実施人数 23人
面談実施人数 7人
- 【具体例】
・卒所した生徒の高校生活や就労状況を知ることで社会性が身につけている様子を確認できる。
・定期的に連絡することで、見守ってくれる大人がいるという安心感を与え、つながりを持ち続けることで困った時に相談しやすい環境を作ることができた。

◇提案内容・概算額等	
【提案内容】	
1 生活体験事業	
○対象：寄り添い型生活支援事業を利用している小・中学生	
○期間：夏休み等長期休業期間を利用した長時間（宿泊・日帰りで4日程度）	
○目的：生活リズムの改善や様々な体験を通し成長すること	
○事業内容：生活リズムを整え健康管理について学ぶ事業・公の場でのルールやマナーなど社会生活のスキルを学ぶ事業・活動の目標設定や振り返りなど、社会的自立について学ぶ事業	
（概算額）委託費 ■■■ 千円（1事業所あたり）【区委託実績による】	
2 アフターフォロー事業	
○対象：中学校卒業後から20歳までの卒所・退所者	
○目的：高校中退の未然防止や就労の継続など自立した生活が送れるように現在の生活状況を確認する。また、必要に応じて適切な支援につなぐ。	
○事業内容：対象者に電話や面談、OB・OG会等でアプローチし、生活状況を把握する。また、必要に応じて支援につなぐ。	
※なお、健康福祉局所管「寄り添い型学習支援事業」において、高校生年齢に対するアフターフォローは既に位置付けられており、本事業についても実施すべきと考えます。	
（概算額）委託費 ■■■ 千円（1事業所あたり）【区委託実績による】	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局 青少年育成課

◆局回答内容

こども青少年局		青少年育成課	
担当者名	石丸・松田	TEL	671-2324

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容
	夏休み期間中の生活リズムの維持・改善及び卒所生の生活状況の把握等については、本事業の趣旨とも合致しており、子ども達の自立支援に資する取組であると考えます。しかし、他区において同様の取組を実施する体制が整っていないこと、また事業の実施手法についても検討を要することから、令和6年度以降の実施について今後検討・調整を進めることとします。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1"> <tr><td>所管局名</td><td>こども青少年局</td></tr> </table>		所管局名	こども青少年局	<table border="1"> <tr><td colspan="2">瀬谷区</td><td colspan="2">こども家庭支援課</td></tr> <tr><td>担当者名</td><td>岡島</td><td>TEL</td><td>367-5608</td></tr> <tr><td>共通区</td><td colspan="3">5区(西区(一部のみ)、南区、旭区、磯子区、都筑区)</td></tr> </table>		瀬谷区		こども家庭支援課		担当者名	岡島	TEL	367-5608	共通区	5区(西区(一部のみ)、南区、旭区、磯子区、都筑区)		
		所管局名	こども青少年局														
瀬谷区		こども家庭支援課															
担当者名	岡島	TEL	367-5608														
共通区	5区(西区(一部のみ)、南区、旭区、磯子区、都筑区)																
		<table border="1"> <tr><td>継続年数</td><td>新規</td></tr> </table>		継続年数	新規												
継続年数	新規																
<table border="1"> <tr><td>提案種別</td><td colspan="3">予算関連</td></tr> </table>				提案種別	予算関連												
提案種別	予算関連																
番号	項目																
9	スーパーバイザー派遣事業の回数増																
◇地域の課題、基礎データ等 1 本事業は、各区こども家庭支援課の職員が虐待対応力の向上を図ることを目的に、児童福祉の専門家が助言指導を行うためのスーパーバイザーを区に派遣する事業です(局事業)。現状年2回の派遣とされており、適宜助言を受けるためには回数が不足しています。またスーパーバイザーは児童福祉学識経験者のみとなっており、法律的な視点で適切な対応が検討することができていません。 2 瀬谷区での支援が必要なこどものいる世帯の背景は、生活保護率が市内3位となっているほか、母子世帯割合が市内1位、人口比あたりの3障害手帳交付数が市内1位であるなど複雑化しています。支援が難しいケースも多く、職員が適切に支援をしていくためには、状況の変化にあわせて支援内容を評価をするなど長期的な関わりが必要です。 3 令和3年10月のこども家庭総合支援拠点開始にあたり、児童虐待対応が専従化され、こども支援員(会計年度任用職員)が新たに配置されました。 4 児童虐待対応は、対応や判断を誤ると虐待死につながるリスクが常にある業務です。瀬谷区は児童人口比に対する虐待相談対応件数の割合が高くなっており、より適切な児童虐待対応が必要です。児童虐待対応経験の浅いこども支援員が虐待対応を行っており、人材育成が課題となっているため、経験に合わせて、定期的なスキルアップを図ることが必要です。 5 児童虐待対応にあたり、不適切養育の状況を目の当たりにしたり、養育者の自死や自殺未遂などの対応にあたるなどストレスも高く、状況に応じた助言を受けることができ、適切な支援方針を決定することができるよう、適宜スーパーバイズを受けられる体制を整える必要があります。																	
◇地域ニーズ等の収集手段 <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()																	
◇区民からの具体的な要望 児童虐待相談の対応状況(18区役所) 令和元年度 3,947件 令和2年度3,701件 令和3年度3,821件 個別ケース検討会議実施回数(瀬谷区) 令和3年度100件 所内検討会議実施回数(瀬谷区) 令和3年度43回 スーパーバイザーの助言を受け、区の対応が法的に問題ないことがわかり安心して支援できた、初期対応でリスクを逃がさず検討できたなど、効果がありました。また同じスーパーバイザーが担当することで、職員のスキルに合わせたスーパーバイズを受けられるため、効果が見込まれます。																	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。 瀬谷区区政運営方針 施策1 こども青少年の育成 「児童虐待防止事業」 1 令和3年度個性ある区づくり推進費児童虐待防止啓発事業にて、個別支援検討会報償費として弁護士4回分(H19年度開始)計上。 2 令和3年度実績 弁護士は法的助言が必要なケース1回あたり1~2ケース検討 4回実施 児童福祉学識経験者は、新規・継続ケースに対する助言 1回実施 5ケース 3 令和4年度予定(予算) 弁護士4回 社会福祉学識経験者 8回																	
◇提案内容・概算額等 1 提案内容 局より年2回スーパーバイザーが派遣されているが、毎月助言を受ける機会を確保するため、スーパーバイザー派遣回数を10回増とし合計12回派遣する。 2 状況に応じたスーパーバイザーを呼べるよう、候補を区でも選択できる仕組みに変更。 3 概算額 報償費(1区あたり) ・児童福祉学識経験者 〇千円(こども青少年局職員研修講師謝金支払基準)×3時間×8回= 〇千円 ・弁護士 〇千円(こども青少年局職員研修講師謝金支払基準)×2時間×4回= 〇千円																	
◇参考：区執行体制上の課題 現行の体制で対応																	
◇所管局 <table border="1"> <tr><td>所管局課</td><td>こども青少年局こどもの権利擁護課</td></tr> </table>				所管局課	こども青少年局こどもの権利擁護課												
所管局課	こども青少年局こどもの権利擁護課																

◆局回答内容

こども青少年局		こどもの権利擁護課	
担当者名	三橋、三浦(こどもの権利擁護課)	TEL	671-4288

対応の有無	一部対応する
対応する場合	◇対応の内容 現在実施している事業を拡充し、区におけるケース対応や職員のメンタルケア等に関する専門家からの助言をよりタイムリーに受けられる体制を構築します。また、従来から行っている要保護児童対策地域協議会調整担当者機能強化向けスーパーバイザー派遣等の回数を増やします。
	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題
対応しない場合	

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

		瀬谷区	土木事務所
所管局名	道路局	担当者名	矢野 TEL 364-1105
		共通区	
		継続年数	2年
提案種別			
予算関連			
番号	項目		
10	区内都市計画道路の整備促進		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>瀬谷区内には、南北に貫く環状3号線や東西に貫く横浜厚木線など、合わせて10路線の都市計画道路が計画されています。しかし、区内の都市計画道路整備率は48.4%で18区中15番目となっており、令和元年度区民意識調査で「道路・歩道の整備状況の改善」が2位となるなど、道路ネットワークの整備が課題となっています。</p> <p>特に環状3号線や横浜厚木線は、一部で先行取得により用地を確保していますが、優先整備路線として令和2年度までに事業着手目標となっているにもかかわらず、いまだ都市計画事業として事業化されていないため、事業の進捗が見込めない状況となっています。</p> <p>狭小な歩道により歩行者等の安全が確保されていない箇所（南台交差点）や、右左折車線が整備されていないことから慢性的に交通渋滞が生じている箇所（二ツ橋交差点）があり、また都市計画道路等の主要道路は、災害発災時の第1次、2次緊急輸送路に指定されていることなど、防災の観点からも迅速な対応が必要です。</p> <p>さらに、旧上瀬谷通信施設跡地の利用計画の策定が進められており、将来的には年間1,500万人の跡地への来訪者が予定されていることから、円滑な区民生活の確保や来場者の利便性の向上を図るためにも、都市計画道路をはじめとする道路ネットワークの早急な整備が必要です。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（令和元年度区民意識調査で「道路・歩道の整備状況の改善」が2位）			
◇区民からの具体的な要望			
平成29年から、市民団体より県道瀬谷柏尾（二ツ橋交差点）や主要地方道丸子中山茅ヶ崎（南台交差点）との交差点部分の拡幅や歩道設置について、要望を受けています。			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。			
第2次緊急輸送路に指定されており、台風等や震災訓練の際には巡回パトロールを行っています。			
【瀬谷区運営方針】 「安全・安心のまちづくり」 【道路局運営方針】 「市民生活の安全・安心の確保」、「横浜の持続的な成長・発展を支える都市基盤の整備」			
◇提案内容・概算額等			
<ul style="list-style-type: none"> ・横浜厚木線：優先整備路線の先行着手区間としての位置付け ・環状3号線：早期事業化 <p>【概算額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測量、設計及び用地取得費 			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	道路局事業推進課、企画課		

◆局回答内容

	道路局		事業推進課・企画課
担当者名	小川、上野（事推課） 関野、詫間（企画課）	TEL	671-3533(事推課) 671-2777(企画課)

対応の有無	一部対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>未着手の都市計画道路については、現在整備財源となる国費が十分に確保できない状態が続いており、事業化の目途は立っておりません。（企画課） なお、環状3号線の阿久和地区から二ツ橋地区までは、事業を効率よく進めるため、先行取得路線としています。（事業推進課、企画課）</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和5年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名		都市整備局	瀬谷区		土木事務所	
担当者名		矢野	TEL	364-1105		
共通区						
継続年数			2年			
提案種別						
予算関連						
番号	項目					
11	旧上瀬谷通信施設の跡地利用に伴う周辺道路整備の取組					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>区内の都市計画道路整備率は48.4%で18区中15番目となっており、道路ネットワークの整備が課題となっています。</p> <p>また、一般道においても道路の整備は遅れており、主要道路である県道瀬谷柏尾等では道路改良事業により車道拡幅や歩道設置を行っていますが、未だ歩道が未整備で歩行者等の安全確保が不十分な箇所や右左折車線が整備されていないため日常的に交通渋滞が発生している箇所が多くあります。</p> <p>そのような中、旧上瀬谷通信施設跡地の利用計画の策定が進められており、将来的には年間1,500万人の跡地への来訪者が予定されていることから、周辺道路整備として「八王子街道の拡幅」、「瀬谷地内線の整備」が計画・公表されていますが、区民からは事業説明会や返還対策協議会等の場面で、それ以外の周辺道路についても混雑や危険性の増大への懸念が示されています。</p> <p>現状の道路状況では増大する車両交通に対応できず区民の生活に支障をきたすことが考えられ、円滑な区民生活の確保や来場者の利便性の向上を図るためにも、上瀬谷地区周辺道路の早急な整備が必要です。</p>						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()						
◇区民からの具体的な要望						
旧上瀬谷通信施設の跡地利用に伴う事業説明会や返還対策協議会等でも、周辺道路の混雑や歩行者等の安全確保について多くの懸念が示されています。						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置付けられているものはその旨記載してください。						
【瀬谷区運営方針】 「安全・安心のまちづくり」						
◇提案内容・概算額等						
<p>・旧上瀬谷通信施設跡地周辺道路で、整備が必要な個所の抽出と対策の検討。</p> <p>【費用】</p> <p>・対策箇所抽出検討業務委託費、測量費、設計費、用地取得費、整備費</p>						
◇参考：区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課	都市整備局上瀬谷交通整備課					

◆局回答内容

都市整備局		上瀬谷交通整備課	
担当者名	岩嶺・海野	TEL	671-4607

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	市道五貫目第33号線(上川井・上瀬谷地区)(通称名：八王子街道)及び都市計画道路瀬谷地内線(二ツ橋中部地区)の整備を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

総務局		地域防災課	
担当者名	瀬戸、鈴江	TEL	671-2011

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	<p>学校統合に伴う地域防災拠点について、平成17年総危第7号「学校統廃合に伴う地域防災拠点の取扱いについて（通知）」のとおり取扱方針を定めています。 廃校後の地域防災拠点の取扱いについて、区や関係局と引き続き協議してまいります。</p>
	◇対応する場合の課題
	施設の後利用調整に支障が出る可能性がある。